

工事請負契約の変更契約の締結について

藤沢聖苑北側斜面地対策工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市鵜沼石上三丁目3番2号

株式会社西尾建設

代表取締役 西 尾 雄一郎

2 変更内容

契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
178,387,000円	7,249,000円	185,636,000円

提案理由

藤沢聖苑北側斜面地対策工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

## 参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋  
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。